

# 特定非営利活動法人 子育て支援センターちびっこはうす 定款

## 第 1 章 総 則

( 名 称 )

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 子育て支援センターちびっこはうす という。

( 事 務 所 )

第 2 条 この法人は、主たる事務所を山梨県韮崎市若宮一丁目 2 番 50 号に置く。

## 第 2 章 目 的 及 び 事 業

( 目 的 )

第 3 条 この法人は、子育て中の親・子育て支援者に対して、育児支援に関する事業を行い、安心して子どもを生き育てられる社会の形成に寄与することを目的とする。

( 特定非営利活動の種類 )

第 4 条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

( 事 業 )

第 5 条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 家庭教育・子育て支援推進事業
  - ② 地域ネットワーク作り推進事業
  - ③ 子育て支援啓発広報事業
  - ④ 子育て支援ボランティアリーダー養成・派遣事業
- (2) その他の事業
  - ① 子育て情報誌発行事業
  - ② 子育て支援リーダー派遣事業
  - ③ 子育て支援イベント開催事業
  - ④ 一時預かり事業
  - ⑤ 子育て支援に関する事業

2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第 3 章 会 員

#### ( 種 別 )

- 第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

#### ( 入 会 )

- 第 7 条 正会員の条件は特に定めない。
- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
  - 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### ( 入会金及び会費 )

- 第 8 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### ( 会員の資格の喪失 )

- 第 9 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡、または正会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

#### ( 退 会 )

- 第 10 条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### ( 除 名 )

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において 3 分の 2 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、この会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

### 第 4 章 役員及び職員

#### ( 種別及び定数 )

- 第 12 条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理 事 3 人以上 10 人以内
  - (2) 監 事 1 人
- 2 理事のうち、1 人を理事長とする。
  - 3 理事のうち、2 人を副理事長とすることができる。
  - 4 理事のうち業務執行権を有するものと、業務執行権を有さないものを定めることができ、業務執行権を有する理事を業務執行理事とする。

#### ( 選 任 等 )

- 第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

( 職 務 )

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、理事会で選任された理事長、副理事長及び業務執行理事は、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

( 任 期 等 )

- 第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
  - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 欠員補充 )

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

( 解 任 )

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

( 報 酬 等 )

- 第18条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

( 専門委員会 )

- 第19条 この法人の事業を円滑に執行するために、理事長は理事会の承認の下に専門委員会を設けることができる。
- 2 専門委員会の委員は、会員の中から理事長が委嘱する。

3 この定款に定めるほか専門委員会について理事長が別に定める。

( 事 務 局 )

- 第 20 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。  
2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。  
3 事務局の職員は、理事長が任免する。  
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 総 会

( 種 別 )

- 第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

( 構 成 )

- 第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

( 権 能 )

- 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。  
(1) 定款の変更  
(2) 解 散  
(3) 合 併  
(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更  
(5) 事業報告及び活動決算  
(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬  
(7) 入会金及び会費の額  
(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担並びに権利の放棄  
(9) 事務局の組織及び運営  
(10) その他運営に関する重要事項

( 開 催 )

- 第 24 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。  
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。  
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。  
(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を示した書面をもって招集の請求があったとき。  
(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

( 招 集 )

- 第 25 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。  
2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。  
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

( 議 長 )

- 第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

( 定 足 数 )

- 第 27 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

( 議 決 )

- 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

( 表 決 権 等 )

- 第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

( 議 事 録 )

- 第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理 事 会

( 構 成 )

- 第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

( 権 能 )

- 第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

( 開 催 )

- 第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

( 招 集 )

- 第 34 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

( 議 長 )

- 第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

( 議 決 )

- 第 36 条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 表 決 権 等 )

- 第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
  - 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
  - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

( 議 事 録 )

- 第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資 産 及 び 会 計

( 資産の構成 )

- 第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

( 資産の区分 )

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

( 資産の管理 )

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が定める。

( 会計の原則 )

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

( 会計の区分 )

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

( 事業計画及び予算 )

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

( 暫定予算 )

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

( 予算の追加及び更正 )

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

( 事業報告及び決算 )

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

( 事業年度 )

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

( 臨機の措置 )

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

( 定款の変更 )

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称

- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（ 解 散 ）

- 第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（ 残余財産の帰属 ）

- 第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された社会福祉法人に譲渡するものとする。

（ 合 併 ）

- 第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公 告 の 方 法

（ 公告の方法 ）

- 第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第 10 章 雑 則

（ 細 則 ）

- 第 55 条 この定款の施行について必要な詳細は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

|       |     |     |
|-------|-----|-----|
| 理 事 長 | 宮 澤 | 由 佳 |
| 理 事   | 松 本 | 恵 子 |
| 理 事   | 深 沢 | 公 子 |
| 監 事   | 山 本 | 裕 代 |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず設立の日から平成16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

|     |      |     |         |
|-----|------|-----|---------|
| (1) | 正会員  | 月会費 | 3,000円  |
| (2) | 賛助会員 | 月会費 | 3,000円  |
| (3) | 団体会員 | 月会費 | 10,000円 |
- 7 平成22年度 総会にて第二条主たる事務所の住所変更が議決された。  
平成22年6月25日移転  
平成22年8月27日登記
- 8 平成22年度 総会にて定款変更、会費について議決された。
  - ①第4条事業変更
  - ②第3章第7条2項入会について
  - ③第4章第13条3項副理事長について
  - ④第31条2項議事録署名について
  - ⑤第7章第41条資産、第44条会計について
  - ⑥第8章第54条残余財産の帰属について会費について 平成23年度より下記の額とする。

|     |      |     |    |          |
|-----|------|-----|----|----------|
| (1) | 正会員  | 年会費 | 1口 | 2,000円～  |
| (2) | 賛助会費 | 年会費 | 1口 | 2,000円～  |
| (3) | 団体会員 | 年会費 | 1口 | 10,000円～ |
- 9 平成22年5月11日 定款変更認証
- 10 平成23年度 総会において 改正NPO法に適した定款への変更について議決された。
- 11 平成26年度 総会にて会費について議決された。  
会費について 平成23年度より下記の額とする。

|     |      |     |    |          |
|-----|------|-----|----|----------|
| (1) | 正会員  | 年会費 | 1口 | 3,000円～  |
| (2) | 賛助会費 | 年会費 | 1口 | 3,000円～  |
| (3) | 団体会員 | 年会費 | 1口 | 10,000円～ |